

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 1 号 >

令和 4 年第 7 回 沖 縄 県 議 会 (11 月 定 例 会)

令和 4 年 12 月 14 日 (水 曜 日)

沖 縄 県 議 会

経済労働委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 令和4年12月14日 水曜日
開 会 午後7時13分
散 会 午後7時27分

場 所

第1委員会室

議 題

- 1 審査日程について
- 2 参考人招致について
- 3 視察・調査について

出 席 委 員

委 員 長	大 浜 一 郎 君
副 委 員 長	大 城 憲 幸 君
委 員	新 垣 新 君
委 員	西 銘 啓 史 郎 君
委 員	島 袋 大 君
委 員	上 里 善 清 君
委 員	山 内 末 子 さん
委 員	玉 城 武 光 君
委 員	仲 村 未 央 さん
委 員	次 呂 久 成 崇 君
委 員	赤 嶺 昇 君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

中 川 京 貴 君

○大浜一郎委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。
まず初めに、審査日程についてを議題といたします。
休憩いたします。

(休憩中に、審査日程について協議した結果、別添審査日程案のとおり
行うことで意見の一致を見た。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。
お諮りいたします。
審査日程につきましては、案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大浜一郎委員長 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
陳情第167号世界から選ばれる持続可能な観光地を目指すことに関する陳情、
請願第4号沖縄の畜産業を守るための緊急支援に関する請願及び陳情第154号
漁業無線通信施設の整備並びに維持管理に関する陳情に係る参考人招致につ
いてを一括して議題といたします。
参考人の出席を求めるかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたしま
す。
休憩いたします。

(休憩中に、参考人招致について協議した結果、参考人として陳情者の
出席を求め意見を聞くことで意見の一致を見た。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第167号について、本委員会に陳情者を参考人として出席を求め意見を聞くことについては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、人選等については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大浜一郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、請願第4号に係る参考人招致についての審査のため、本委員会に請願者を参考人として出席を求め、意見を聞く必要があるとの御意見があります。

その取扱いについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人招致について協議した結果、参考人として請願者の出席を求め意見を聞くことで意見の一致を見た。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願第4号について、本委員会に請願者を参考人として出席を求め意見を聞くことについては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、人選等については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大浜一郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、陳情第154号に係る参考人招致についての審査のため、本委員会に陳情者を参考人として出席を求め、意見を聞く必要があるとの御意見があります。

その取扱いについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人招致について協議した結果、参考人として陳情者の出席を求め意見を聞くことで意見の一致を見た。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第154号について、本委員会に陳情者を参考人として出席を求め意見を聞くことについては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、人選等については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大浜一郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察・調査についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察・調査日程等について協議した結果、別添視察・調査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察・調査につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大浜一郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の内容等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大浜一郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次回は、明 12月15日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 大 浜 一 郎